平成２４年（フ）第４９号
長崎県佐世保市大和町288番地７、旧住所長崎県佐世保市須田尾町426番地42
債務者　松尾　隆三
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　久典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
長野県松本市大字里山辺1198番地１
債務者　千野　孝明
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　雅春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３２０号
埼玉県川越市石原町１丁目31番地25
債務者　湯沢久美子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　聡治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９５２号
横浜市泉区中田南５丁目39番11号　コートサンブリッヂＡ201号
債務者　三浦　公雄
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５３号
横浜市泉区中田南５丁目39番11号　コートサンブリッヂＡ201号
債務者　三浦　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１８号
横浜市中区本牧町２丁目471番地６
債務者　堂崎　清人
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松木　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
長崎県佐世保市世知原町栗迎29番地の４
債務者　吉賀　康雄
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　茂利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
長崎県佐世保市世知原町栗迎29番地の４
債務者　吉賀　恵美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　茂利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
長野県松本市宮田19―18―105号、住民票上の住所長野県松本市笹部４丁目26番37号
債務者　山田　俊一
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８８号
長野県松本市宮田19―18―105号、住民票上の住所長野県松本市笹部４丁目26番37号
債務者　山田　瑞香
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１８号
大分県速見郡日出町大字大神3143番地
債務者　谷口　綾香
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
福井県坂井市丸岡町八ケ郷第24号４番地８
債務者　土屋　貴裕
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７３６号
札幌市東区北33条東１丁目７番７―105号
債務者　榎本　秀一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６７号
札幌市東区北12条東５丁目１番１―405号
債務者　鈴木　　衛
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７３号
北海道石狩郡当別町若葉17番地77
債務者　秋田　幸博
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７４号
北海道石狩郡当別町若葉17番地77
債務者　秋田　早苗
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９４号
札幌市西区山の手５条９丁目２番１―201号
債務者　橋本　裕司
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部